

令和7年度古賀市未来創生インターンシップ事業委託仕様書

1 件名

令和7年度古賀市未来創生インターンシップ事業

2 本業務の目的

古賀市では、新たな工業・物流団地の開発が進む一方で、生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻となっている。地元企業においては、広範な情報発信が難しい状況も見受けられ、求職者にとって企業の魅力が十分に伝わりにくい場合があり、また、採用に至ったとしても、就職前に仕事内容や会社の雰囲気や十分理解できていないために、早期離職につながるケースも多く見られている。

このような現状を踏まえ、古賀市の将来を担う人材の育成と地元定着を促進する必要があることから、主に東京圏など都市部へ進学した大学生や、地方での就労を希望する学生を対象に、地元企業の魅力的な情報を発信し、早期から就業体験の機会を提供し、地元企業で働くことの魅力ややりがいや浸透させ、体験後の地元企業との関係性継続を支援する。さらに、地元企業に対しては SNS による PR や大学連携など、効果的な広報戦略を実施し、就業体験以外にも長期的な視点での人材確保・定着を支援する。

以上の取組により、学生は地元企業で働くことの魅力ややりがいを早期に理解し、企業は自社の魅力を直接アピールすることで、相互理解を深め、就職後のミスマッチを解消する。また、学生が古賀市の魅力を体感し、地域への愛着を育むことで、将来的な地域活性化への貢献意欲を高め、持続可能な地域社会の実現をめざすことを目的とする。

本事業の定義として、大学等低学年を対象とした早期の就業体験を古賀市で行うことを「古賀市未来創生インターンシップ」とする。

3 提案上限額

12,705,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4 業務期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

5 対象

(1) 学生

全国の大学等（大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、職業能力開発校等）に在学する 1・2 年生（外国人留学生を含む）。ただし、前述の学生の事業参加に支障を来たさない範囲内であれば、他学年の学生等の受入れを妨げるものではない。

※6(1)の事業においての周知も大学等 1・2 年生を含めた若年層とする。

(2) 企業

古賀市内に事業所を構えている企業で、労働基準法等各種法令に違反していない企業

6 事業概要

(1) 地元企業等の紹介動画制作と SNS 広告における古賀市情報発信事業

古賀市の魅力を最大限に引き出し全国へ発信し、若年層に訴求力のある動画等の企業紹介コンテンツを制作する。このコンテンツを SNS 広告で積極的に発信することで、古賀市で働くことへの興味関心を高める。

(2) 学生向け就業体験事業

学生の地元定着及びミスマッチによる早期離職防止、また地元企業の魅力発信及び人材確保・定着促進のため、大学等低学年のうちから地元企業での就業体験を実施する。

(3) 関係人口オンラインプラットフォーム構築事業

就業体験事業とも連携して、体験終了後に学生が古賀市とつながれるようなオンラインネットワーク構築を行い、関係人口構築につなげる。また関係人口構築に関しては地元企業等も入り交流もできる場とし、社会人等にも広げていけるよう工夫を行う。

7 業務内容

受託者は、本業務に従事する専任のコーディネーターを配置した上で、次の(1)から(8)までの業務を行うものとする。

(1) 地元企業の開拓

動画撮影に協力なおかつ就業体験事業へ参加する地元企業を市と協議の上、5社を選定する。

(2) 地元企業への支援

地方で働くことに期待する学生等にヒアリングを行い、学生の将来に寄与できる就業体験を行えるように地元企業のプログラムの作成支援を行う。また企業側の魅力発信にもなるプログラムとする。

開催日程に関しては、地元企業や関係者と調整し、学生の夏休み期間に決定し、5社がまとめて同じ期間に開催するものとする。

(3) 参加者募集も含めた情報発信

地元企業に興味を持ってもらえるように、動画等の制作や SNS 広告を工夫し実施。

動画等の制作や SNS 広告は自由提案とし、広く効果的な手法や媒体、スケジュールを
求めるものとする。動画以外にも魅力的な発信があれば、予算内であれば魅力的な提案
を求めるものとする。また5(1)の本文に記載のある学生に対して直接なリーチもでき
るように、チラシ等を作成し、大学等の訪問やメール等で周知を依頼することとする。

(4) 説明会やイベント等の開催

オンラインにて事前説明会を実施。事前説明会では5社の企業の紹介ができる状態
で実施するものとする。また、参加を決定した学生に対しては事前説明と交流の機会を
オンラインで提供するものとする。5社で同じ日程にて開催のため、学生や関係者との
顔合わせの機会ともする。

(5) 学生向け就業体験のマッチング及び実施までのサポート

- ・学生と地元企業のマッチングならびにサポート

コーディネーターは、学生から申込を受け付けた後、必要に応じて当該学生及び参
加を希望する企業の担当者との面談を行い、受入条件を共有する等円滑に就業体験
が行えるよう調整する。またマッチング後も地元企業と学生の状況を確認しながら
サポートを行うものとする。

- ・学生の個人情報の取り扱い

受託者は、企業が、申込書等により知り得た学生の個人情報を事業実施中・終了後
も目的以外に使用しないことについて、学生が、企業の承諾のない限り就業体験時に
知り得た秘密を事業実施中・終了後も他に漏洩してはならないことについて、それぞ
れ誓約書を提出させ、その内容を確認する。また、学生に対して本市からの調査や情
報発信などの目的での個人情報利用について、同意を依頼する。※当該同意は事業参
加、事業遂行上必須ではなく任意である。

- ・保険への加入

受託者が、傷害保険及び損害賠償保険について学生のために加入するとともに、円
滑に就業体験が実施できるよう学生・企業双方のサポートをする。

(6) 6(1)の事業終了後のフィードバック

地元企業及び学生にアンケートを実施して、成果品である業務実績報告書にまとめ
るものとする。

(7) 関係人口オンラインプラットフォームの構築

6(1)の事業終了後の学生のネットワーク構築を行い、関係人口構築へつなげていく
ものとする。関係人口構築のためのプラットフォームは自由提案とし、運用やサーバー
メンテナンスも含めて次年度以降も使用できるよう提案を行うものとする。

(8) その他の事項

- ・プログラムの工夫

5社が同じ日程にて就業体験の実施をするため、就業体験期間中に参加した学生
や企業同士が交流や報告できる機会を組み込むものとする。また古賀市内の魅力に

も触れてもらえるようにプログラムの工夫を行うこと。

・事務局の設置

必要に応じて配信や撮影機材の準備、未来創生インターンシップ事務局の運営、業務実績報告書の作成等を行う。また、就業体験参加者の宿泊施設の借上げ（古賀市内）と交通費補助（上限2万円/人）の支払いを予算内から行うものとする。宿泊場所からの送迎手配に関しても本事業の予算内から実施するものとする。

8 履行場所

古賀市内及び首都圏等

9 事業達成目標

(1)地元参加企業数

5社

(2)学生向け就業体験事業（5(1)本文に記載のある学生）

10名

(3)関係人口の創出（6(3)関係人口オンラインプラットフォーム新規参加者）

100名以上

10 成果品

業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする。

11 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

12 前払い金

受託者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

13 その他注意事項

(1)本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2)市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、

本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

- (3)受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5)受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6)本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

1.4 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 永利・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-405-0111／FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp